

平成五年法律第四十七号

不正競争防止法

不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 差止請求、損害賠償等（第三条—第十五条）
第三章 國際約束に基づく禁止行為（第十六条—第十八条）
第四章 雜則（第十九条—第二十条）
第五章 罰則（第二十一条—第二十二条）
第六章 刑事訴訟手続の特例（第二十三条—第三十一条）
第七章 没収に関する手続等の特例（第三十二条—第三十四条）
第八章 保全手続（第三十五条—第三十六条）
第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等（第三十七条—第四十条）
附則 第一章 総則（目的）
第一条 この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（定義）
第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。
一 他人の商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。）として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為
二 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為
三 他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為
四 偽取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「営業秘密不正取得行為」という。）又は営業秘密不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
五 その営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを探つて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為
六 その取得した後にその営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知つて、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為
七 営業秘密を保有する事業者（以下「営業秘密保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為
八 その営業秘密について営業秘密不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示

行為が介在したことを知つて、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

九 その取得した後にその営業秘密について営業秘密不正開示行為があつたこと若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示行為が介在したことを探つて、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

十 第四号から前号までに掲げる行為（技術上の秘密（営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。）を使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為（当該物を譲り受けた者（その譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）が当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為を除く。）

十一 窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により限定提供データを取得する行為（以下「限定提供データ不正取得行為」という。）又は限定提供データ不正取得行為により取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十二 その限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知つて限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十三 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知つて限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十四 限定提供データを保有する事業者（以下「限定提供データ保有者」という。）からその限定提供データを示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、その限定提供データを使用する行為（その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。）又は開示する行為

十五 その限定提供データについて限定提供データ不正取得行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその限定提供データを開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知つて限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為

十六 その取得した後にその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為があつたこと又はその限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知つてその取得した限定提供データを開示する行為

十七 営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影響若しくは音の聴こえ、プログラムの実行若しくは情報（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録されたものに限る。以下この号、次号及び第八項において同じ。）の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わされたものを含む。）若しくは指令符号（電子計算機に対する指令であつて、当該指令のみによって一の結果を得ることができるもののをいう。次号において同じ。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあつて、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供す

- 十八 他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために営業上用いてる技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録（以下この号において「影像の視聴等」という。）を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置（当該装置を組み込んだ機器及び当該装置の部品一式であつて容易に組み立てることができるものを含む。）、当該機能を有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わされたものを含む。）若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為（当該装置又は当該プログラムが当該機能以外の機能を併せて有する場合にあっては、影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。）又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為
- 十九 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為
- 二十 商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為
- 二十一 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為
- 二十二 パリ条約（商標法（昭和三十四年法律第百一十七号）第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。）の同盟国（世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。）を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であつた者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為
- 二十三 この法律において「商標」とは、商標法第二条第一項に規定する商標をいう。
- 二十四 この法律において「標章」とは、商標法第二条第一項に規定する標章をいう。
- 二十五 この法律において「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従つた使用に際して知覚によって認識ができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。
- 二十六 この法律において「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。
- 二十七 この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上的情報であつて、公然と知られていないものをいう。
- 二十八 この法律において「限定提供データ」とは、業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。次

るために行うものに限る。）又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為

項において同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（営業秘密を除く。）をいう。

八 この法律において「技術的制限手段」とは、電磁的方法により影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録を制限する手段であつて、視聴等機器（影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録のために用いられる機器をいう。以下この項において同じ。）が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の変換を必要とするよう影像、音、プログラムその他の情報を交換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。

九 この法律において「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。

一〇 この法律において「ドメイン名」とは、インターネットにおいて、個々の電子計算機を識別するため割り当てられる番号、記号又は文字の組合せに対応する文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合をいう。

一一 この法律にいう「物」には、プログラムを含むものとする。

第二章 差止請求、損害賠償等

（差止請求権）

第三条 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

二 不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができない。

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第十五条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密又は限定提供データを使用する行為によつて生じた損害については、この限りでない。

（損害の額の推定等）

第五条 第二条第一項第一号から第十六号まで又は第二十二条に掲げる不正競争によつて営業上の利益を侵害された者（以下この項において「被侵害者」という。）が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者（以下この項において「侵害者」という。）に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、侵害者がその侵害の行為を組成した物（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）を譲渡したとき（侵害の行為により生じた物を譲渡したときを含む。）、又はその侵害の行為により生じた役務を提供したときは、次に掲げる額の合計額を、被侵害者が受けた損害の額とすることができる。

一 被侵害者がその侵害の行為がなければ販売することができた物又は提供することができた役務の単位数量当たりの利益の額との額と（その全部又は一部に相当する号において「譲渡等数量」という。）のうち被侵害者の販売又は提供の能力に応じた数量（同号において「譲渡等数量」という。）を超えない部分（その全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売又は提供することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量（同号において「特定数量」という。）を控除した数量）を乗じて得た額

二 譲渡等数量のうち販売等能力相応数量を超える数量又は特定数量がある場合におけるこれらの数量に応じた次のイからホまでに掲げる不正競争の区分に応じて当該イからホまでに定める行為に對し受けるべき金銭の額に相当する額（被侵害者が、次のイからホまでに掲げる不正競争の区分に応じて当該イからホまでに定める行為の許諾をし得たと認められない場合を除く。）

口 イ	第二条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用	当該侵害に係る商品等表示の使用
ハ ハ	第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用	当該侵害に係る営業秘密の使用
ニ ニ	第二条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る限定提供データの使用	当該侵害に係る限定提供データの使用
ホ ホ	第二条第一項第二十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用	当該侵害に係る商標の使用
二 二	不正競争によつて営業上の利益を侵害された者が故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、その営業上の利益を侵害された者が受けた損害の額と推定する。	当該侵害に係る商標の使用
三 三	第二条第一項第一号から第九号まで、第十一号から第十六号まで、第十九号又は第二十二号に掲げる不正競争によつて営業上の利益を侵害された者は、故意又は過失により自己の営業上の利益を侵害した者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し益を侵害された者に対し、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為に対し受けるべき金銭の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。	当該侵害に係る営業秘密の使用
一 一	第一条第一項第一号又は第二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品等表示の使用	当該侵害に係る商品等表示の使用
二 二	第二条第一項第三号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商品の形態の使用	当該侵害に係る商品の形態の使用
三 三	第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る営業秘密の使用	当該侵害に係る営業秘密の使用
四 四	第一条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争 当該侵害に係る限定提供データの使用	当該侵害に係る限定提供データの使用
五 五	第一条第一項第十九号に掲げる不正競争 当該侵害に係るドメイン名の使用	当該侵害に係るドメイン名の使用
六 六	第一条第一項第二十二号に掲げる不正競争 当該侵害に係る商標の使用	当該侵害に係る商標の使用
七 七	裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的な態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにできない相当の理由があるときは、この限りでない。	当該侵害に係る商標の使用
第六条 第六条	不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、不正競争によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあると主張する者が侵害の行為を組成したものとして主張する物又は方法の具体的な態様を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的な態様を明らかにしなければならない。ただし、相手方において明らかにできない相当の理由があるときは、この限りでない。	当該侵害に係る商標の使用
四 四	技術上の秘密不正開示行為が介在したことを探つて、又は重大な過失により知らないで、その記録を消去したよう仮装すること。	当該技術上の秘密が化体された物件を横領すること。
三 三	記録媒体等に係る送信元識別符号を保有する行為があつた場合において、その行為をした者が生産等をしたものと推定する。	当該技術上の秘密が化体された物件を横領すること。
二 二	技術秘密記録媒体等又は技術上の秘密が化体された物件を横領すること。	当該技術上の秘密が化体された物件を横領すること。
一 一	技術秘密記録媒体等の記載若しくは記録について、又は技術上の秘密が化体された物件につけて、その複製を作成すること。	当該技術上の秘密が化体された物件を横領すること。
第八条 第八条	不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。	当該技術上の秘密が化体された物件を横領すること。
第五条 第五条の二	技術上の秘密（生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。）について第二条第一項第四号、第五号又は第八号に掲げる不正競争（営業秘密を取得する行為に限る。）があつた場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかなる行為として政令で定める行為（以下この条において「生産等」という。）をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。	当該技術上の秘密が化体された物件を横領すること。
第六条 第五条の二	技術上の秘密（生産方法その他政令で定める情報に係るものに限る。以下この条において同じ。）について第二条第一項第四号、第五号又は第八号に掲げる不正競争（営業秘密を取得する行為に限る。）があつた場合において、その行為をした者が当該技術上の秘密を使用する行為により生ずる物の生産その他技術上の秘密を使用したことが明らかなる行為として政令で定める行為（以下この条において「生産等」という。）をしたときは、その者は、それぞれ当該各号に掲げる不正競争（営業秘密を使用する行為に限る。）として生産等をしたものと推定する。	当該技術上の秘密が化体された物件を横領すること。
第七条 第七条	裁判所は、前項本文の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。	当該技術上の秘密が化体された物件を横領すること。
第八条 第八条	不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。	当該技術上の秘密が化体された物件を横領すること。

(相当な損害額の認定)

第九条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(秘密保持命令)

第十条 裁判所は、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき疎明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該営業秘密を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない。

一 既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠(第七条第三項の規定により開示された書類若しくは電磁的記録又は第十三条第四項の規定により開示された書面若しくは電磁的記録を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の追行の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 密密保持命令を受けるべき者

二 密密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

3 密密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書(民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録(同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録されたものに限る。)をいう。次項及び次条第二項において同じ。)を密密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

4 密密保持命令は、密密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

5 密密保持命令の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

第十一條 密密保持命令の申立てをした者又は密密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合にあっては、密密保持命令を発した裁判所)に対し、前条第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、密密保持命令の取消しの申立てをすることができる。

2 密密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

3 密密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

4 密密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

裁判所は、密密保持命令を取り消す裁判をした場合において、密密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該密密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、密密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

(訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)

第十二条 密密保持命令が発せられた訴訟(全ての密密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する密密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手続を行つた者が当該訴訟において密密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者(その請求をした者を除く。第三項において同じ。)に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 前項の場合において、裁判所書記官は、同項の請求があつた日から二週間を経過する日までの間(その請求の手続を行つた者に対する密密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手続を行つた者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせてはならない。

3 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の密密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。(当事者等間の公開停止)

第十三条 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟における当事者等が、その侵害の有無についての判断の基礎となる事項であつて当事者の保有するものについて、当事者本人若しくは法定代理人又は証人として尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等が公開の法廷で当該事項について陳述をすることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき不正競争による営業上の利益の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等の意見を聴かなければならぬ。

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書面又は電磁的記録の開示を求めることができない。

4 裁判所は、前項後段の書面又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるとときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該書面又は当該電磁的記録を開示することができる。

5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆に入廷させなければならない。

(信用回復の措置)

第十四条 故意又は過失により不正競争を行つて他人の営業上の信用を害した者に對しては、裁判所は、その営業上の信用を害された者の請求により、損害の賠償に代え、又は損害の賠償とともに、その者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずることができる。

(消滅時効)

第十五条 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争のうち、営業秘密を使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利は、次に掲げる場合に、その行為を行つた場合において、その行為により営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある営業秘密保有者がその事実及びその行為を行つた場合に、時効によつて消滅する。

一 その行為を行つた者がその行為を繼續する場合において、その行為により営業上の利益を侵害された旨を通知しなければならない。

二 その行為の開始の時から二十年を経過したとき。

前項の規定は、第一条第一項第十一号から第十六号までに掲げる不正競争のうち、限定提供データを使用する行為に対する第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利について準用する。この場合において、前項第一号中「営業秘密保有者」とあるのは、「限定提供データ保有者」と読み替えるものとする。

第三章 國際約束に基づく禁止行為 (外国の国旗等の商業上の使用禁止)

第十六条 何人も、外国の国旗若しくは國の紋章その他の記章であつて經濟産業省令で定めるもの(以下「外国国旗等」という。)と同一若しくは類似のもの(以下「外国国旗等類似記章」といふ。)を商標として使用し、又は外国国旗等類似記章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外國国旗等類似記章を商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外國国旗等の使用の許可(許可に類する行政処分を含む。以下同じ。)を行う権限を有する

外国の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

前項に規定するものほか、何人も、商品の原産地を誤認させるような方法で、同項の經濟産業省令で定める外國の國の紋章(以下「外國紋章」という。)を使用し、又は外國紋章を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外國紋章を使用して役務を提供してはならない。ただし、その外國紋章の使用の許可を行つう権限を有する外國の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

何人も、外國の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章若しくは記号であつて經濟産業省令で定めるもの(以下「外國政府等記号」という。)と同一若しくは類似のもの(以下「外國政府等類似記号」という。)を外國政府等記号が用いられてゐる商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務の商標として使用し、又は外國政府等類似記号を当該商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは外國政府等類似記号を當該商標として使用して役務を提供してはならない。ただし、その外國政府等記号の使用の許可を行つう権限を有する外國の官庁の許可を受けたときは、この限りでない。

(国際機関の商標の商業上の使用禁止)

第十七条 何人も、その国際機関(政府間の国際機関及びこれに準ずるものとして經濟産業省令で定める国際機関をいう。以下この条において同じ。)と關係があると誤認させるような方法で、国際機関を表示する標章であつて經濟産業省令で定めるものと同一若しくは類似のもの(以下「国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。ただし、この国際機関の許可を受けたときは、この限りでない。

何人も、外國公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止

2 前項において「外國公務員等」とは、次に掲げる者をいう。

一 外國の政府又は地方公共団体の公務に従事する者

三 一又は二以上の外國の政府又は地方公共団体により、發行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の百分の五十を超える當該株式の数若しくは出資の金額を直接

に所有され、又は役員(取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の經營に從事しているものをいう。)の過半数を任命され若しくは指名されている事業者であつて、その事業の遂行に当たり、外國の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に從事する者その他これに準ずる者として政令で定める者

四 國際機関(政府又は政府間の国際機関によつて構成される国際機関をいう。次号において同じ。)の公務に從事する者

五 外國の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者

第四章 雜則

(適用除外等)

第十九条 第三条から第十五条まで、第二十一条及び第二十二条の規定は、次の各号に掲げる不正競争の区分に応じて当該各号に定める行為については、適用しない。

一 第二条第一項第一号、第二号、第二十号及び第二十二号に掲げる不正競争(商品若しくは營業の普通名称(ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であつて、普通名称となつたものを除く。)若しくは同一若しくは類似の商品若しくは營業について慣用されている商品等表示(以下「普通名称等」と総称する。)を普通に用いられる方法で表示し、若しくは表示をし、又は普通名称等を普通に用いられる方法で表示し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為(同項第二十号及び第二十二号に掲げる不正競争の場合にあつては、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのためには、自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為(同号に掲げる不正競争の場合にあつては、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。))

二 第二条第一項第一号、第二号及び第二十二号に掲げる不正競争(自己の氏名を不正の目的でなく使用し、又は自己の氏名を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのためには、自己の氏名を不正の目的でなく使用して役務を提供する行為を含む。)

三 第二条第一項第一号及び第二号に掲げる不正競争(商標法第四条第四項に規定する場合において商標登録がされた結果又は同法第八条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第五項ただし書の規定により商標登録がされた結果、同一の商品若しくは役務について使用(同法第二条第三項に規定する使用をいう。以下この号において同じ。)をする類似の登録商標(同法第二条第五項に規定する登録商標をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。)又は類似の商品若しくは役務について使用をする同一若しくは類似の登録商標に係る商標権が異なつた商標権者に属することとなつた場合において、その一の登録商標に係る商標権者、専用使用権者又は通常使用権者が不正の目的でなく当該登録商標の使用をする行為

四 第二条第一項第一号に掲げる不正競争(他人の商品等表示が需要者の間に広く認識される前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

五 第二条第一項第二号に掲げる不正競争(他人の商品等表示が著名になる前からその商品等表示と同一若しくは類似の商品等表示を使用する者又はその商品等表示に係る業務を承継した者がその商品等表示を不正の目的でなく使用し、又はその商品等表示を不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

六 第二条第一項第三号に掲げる不正競争(次のいずれかに掲げる行為

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商品の形態を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

ロ 他人の商品の形態を模倣した商品を譲り受けた者（その譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

七 第二条第一項第四号から第九号までに掲げる不正競争取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について営業秘密不正開示行為であること又はその営業秘密について営業秘密不正取得行為若しくは営業秘密不正開示行為が介在したことを探らざるか、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用し、又は開示する行為

八 第二条第一項第十号に掲げる不正競争第十五条第一項の規定により同項に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為

九 第二条第一項十一号から第十六号までに掲げる不正競争次のいずれかに掲げる行為

イ 取引によって限定提供データを取得した者（その取得した時にその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること又はその限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを探らざるか、かつ、知らない者に限る。）

ロ その取引によって取得した権原の範囲内においてその限定提供データを開示する行為

十 第二条第一項十七号及び第十八号に掲げる不正競争技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる同項第十七号及び第十八号に規定する装置、これらの号に規定するプログラム若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該プログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為又は技術的制限手段の試験又は研究のために行われるこれらの号に規定する役務を提供する行為

十一 前項第二号から第四号までに定める行為によって営業上の利益を侵害され、又は侵害される者がある者は、次の各号に掲げる行為の区分に応じて当該各号に定める者に対し、自己的商品又は営業との混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求することができる。

一 前項第二号に定める行為、自己の氏名を使用する者（自己の氏名を使用した商品を自ら譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する者を含む。）

（営業秘密に関する訴えの管轄権）

第十九条の二 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であつて、日本国内において管理されているものに関する第二条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる不正競争を行つた者に対する訴えは、日本の裁判所に提起することができる。ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない。

2 民事訴訟法第十条の二の規定は、前項の規定により日本の裁判所が管轄権を有する訴えについて準用する。この場合において、同条中「前節」とあるのは、「不正競争防止法第十九条の二第一項」と読み替えるものとする。

イ 日本国内において最初に販売された日から起算して三年を経過した商品について、その商

（適用範囲）

第十九条の三 第一章、第二章及びこの章の規定は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密であつて、日本国内において管理されているものに関して、日本国外において第二条第一項第四号、第五号、第七号又は第八号に掲げる不正競争を行つた場合についても、適用する。ただし、当該営業秘密が専ら日本国外において事業の用に供されるものである場合は、この限りでない。

（政令等への委任）

第十九条の四 この法律に定めるもののほか、没収保全と滞納処分との手続の調整について必要な事項で、滞納処分に関するものは、政令で定める。

第二十条 この法律の規定に基づき政令又は経済産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令又は経済産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において必要な事項（前項に規定する事項を除く。）は、最高裁判所規則で定める。（経過措置）

第五章 罰則

（罰則）

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。次号において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の営業秘密保有者の管理を害する行為をいう。次号において同じ。）により、営業秘密を取得したとき。

二 詐欺等行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、使用し、又は開示したとき。

三 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、前号若しくは次項第二号から第四号までの罪、第四項第二号の罪（前二号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）又は第五項第二号の罪に当たる開示によって営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示したとき。

四 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、前二号若しくは次項第二号から第四号までの罪、第四項第二号の罪（前二号の罪に当たる開示に係る部分に限る。）又は第五項第二号の罪に当たる開示が介在したことを知つて営業秘密を取得して、その営業秘密を使用し、又は開示したとき。

五 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の営業秘密を使用し、又は開示したとき。

六 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の営業秘密を使用し、又は開示したとき。（当該物が違法使用行為により生じた物であることの情報を知らないで譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのため展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供したとき）

七 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の拘禁刑若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(営業秘密の秘匿決定等)

第二十三条 裁判所は、第二十一条第一項、第二項、第四項（第四号を除く。）、第五項若しくは第六項の罪又は前条第一項（第三号を除く。）の罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 裁判所は、第一項に規定する事件を取り扱う場合において、検察官又は被告人若しくは弁護人から、被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、相手方の意見を聴き、当該事項が犯罪の證明又は被告人の防御のために不可欠であり、かつ、当該事項が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続を行うことができる。

4 裁判所は、第一項又は前項の決定（以下「秘匿決定」という。）をした場合において、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定で、営業秘密構成情報特定事項（秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現を定めることができる。

5 裁判所は、秘匿決定をした事件について、営業秘密構成情報特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当ないと認めるに至ったとき、又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十二条の規定により罰則が撤回若しくは変更されたため第一項に規定する事件に該当しなくなつたときは、決定で、秘匿決定の全部又は一部及び当該秘匿決定に係る前項の決定（以下「呼称等の決定」という。）の全部又は一部を取り消さなければならない。

（起訴状の朗読方針の特例）

第二十四条 秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第二百九十五条第一項の起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行ふものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならぬ。

2 刑事訴訟法第二百七十二条の二第四項の規定による措置がとられた場合（当該措置に係る個人特定事項（同法第二百二十二条の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下この項において同じ。）の全部について同法第二百七十二条の五第一項の決定があつた場合を除く。）における前項後段の規定については、同項後段中「起訴状」とあるのは、当該措置に係る個人特定事項の一部について同法第二百七十二条の五第一項の決定があつた場合には、「起訴状抄本等（尋問等の制限）」とする。

第二十五条 裁判長は、秘匿決定があつた場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の證明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。

2 刑事訴訟法第一百九十五条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかつた場合について準用する。

第二十六条 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続を行うことができる。

2 刑事訴訟法第一百五十七条第一項及び第二項、第二百五十八条第二項及び第三項、第二百五十九条第一項、第二百七十三条第二項、第二百七十四条及び第三百三条の規定は、前項の規定による被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、同法第二百五十七条第一項、第二百五十八条第三項及び第二百五十九条第一項中「被告人又は弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人又はその弁護人」と、同法第二百五十八条第二項中「被告人及び弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法第二百七十三条第二項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第二百七十四条中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第二百五十九条第一項中「被証人及び証人その他の者の尋問、検証、押収及び捜索の結果を記載した書面並びに押収した物」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の結果を記載した書面」と「証拠書類又は証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるものとする。

（尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令）

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に對し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

（証拠書類の朗読方法の特例）

第二十八条 秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第三百五十五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行ふものとする。（公判前整理手続等における決定）

第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。

- 一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれららの決定を取り消す決定をすること。
- 二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めること。

（証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請）

第三十条 検察官又は弁護人は、第二十三条第一項に規定する事件について、刑事訴訟法第二百九十五条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、第二十三条第一項又は第三項に規定する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、相手方に對し、その旨を告げ、当該事項が、犯罪の證明若しくは犯罪の搜査又は被告人の防御に關し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることを請求することができる。ただし、被告人に知られないようになることを請求することについては、当該事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

2 前項の規定は、検察官又は弁護人が刑事訴訟法第二編第三章第二節第一款第一目（同法第三百六十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による証拠の開示をする場合について準用する。

(最高裁判所規則への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、第二十三条规定の実施に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第七章 没収に関する手続等の特例

(第三者の財産の没収手続等)

第三十二条 第二十一條第十三項各号に掲げる財産である債権等(不動産及び動産以外の財産をいいう。第三十四条において同じ。)が被告人以外の者(以下この条において「第三者」という。)に帰属する場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときは、没収の裁判をすることができない。

2 第二十一條第十三項の規定により、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収しようとする場合において、当該第三者が被告事件の手続への参加を許されていないときも、前項と同様とする。

3 組織的犯罪処罰法第十八條第三項から第五項までの規定は、地上権、抵当権その他の第三者の権利がその上に存在する財産を没収する場合において、第二十一條第十四項において準用する組織的犯罪処罰法第十五条第二項の規定により当該権利を存続させるべきときについて準用する。

4 第一項及び第二項に規定する財産の没収に関する手続については、この法律に特別の定めがあるものほか、刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第百三十八号)の規定を準用する。

(没収された債権等の処分等)

第三十三条 組織的犯罪処罰法第十九條の規定は第二十一條第十三項の規定による没収について、組織的犯罪処罰法第二十条の規定は権利の移転について登記又は登録をする裁判に基づき権利の移転の登記又は登録を関係機関に嘱託する場合について準用する。この場合において、同条中「次章第一節」とあるのは、「不正競争防止法第八章」と読み替えるものとする。

第八章 保全手続

(没収保全命令)

第三十五条 裁判所は、第二十一條第一項、第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項の罪に係る被告事件に関し、同条第十三項の規定により没収することができる財産に当たると思料するに足りる相当な理由があり、かつ、当該財産を没収するため必要があると認めるとときは、検察官の請求により、又は職権で、没収保全命令を発して、当該財産につき、その处分を禁止することができる。

2 裁判所は、地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産について没収保全命令を発した場合又は発しようとする場合において、当該権利が没収により消滅すると思料するに足りる相当な理由がある場合であつて、当該財産を没収するため必要があると認めるときは、又は当該権利が仮装のものであると思料するに足りる相当の理由があると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、附帯保全命令を別に発して、当該権利の处分を禁止することができる。

3 裁判官は、前二項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官又は司法警察官(警察官たる司法警察官については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。)の請求により、前二項に規定する处分をすることができる。

4 前三項に定めるもののほか、これららの規定による処分による处分の禁止の例による。

(追徴保全命令)

第三十六条 裁判所は、第二十一條第一項、第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項及び第六項の罪に係る被告事件に関し、同条第十五項の規定により追徴すべき場合に当たると思料するに足

りる相当な理由がある場合において、追徴の裁判の執行をすることができないくなるおそれがあり、又はその執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、又は職権で、追徴保全命令を発して、被告人に対し、その財産の処分を禁止することができる。

2 裁判官は、前項に規定する理由及び必要があると認めるときは、公訴が提起される前であつても、検察官の請求により、同項に規定する処分をすることができる。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定による処分については、組織的犯罪処罰法第四章第二節及び第三節の規定による追徴保全命令による処分の禁止の例による。

第九章 没収及び追徴の裁判の執行及び保全についての国際共助手続等

(共助の実施)

第三十七条 外国の刑事案件(当該事件において犯されたとされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が第二十一條第一項、第二項、第四項(第四号を除く。)、第五項又は第六項の罪に当たる場合に限る。)に関して、当該外国から、没収若しくは追徴の確定裁判の執行又は没収若しくは追徴のための財産の保全の共助の要請があつたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該要請に係る共助をすることができる。

1 共助犯罪(共助の要請において犯されたとされている犯罪をいう。以下この項において同じ。)に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、日本国の法令によればこれについて刑罰を科すことができないと認められるとき。

2 共助犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

3 没収の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産が日本国の法令によれば共助犯罪に係る手続において没収の裁判をし、又は没収保全をすることができる財産に当たるものでないとき。

4 追徴の確定裁判の執行の共助又は追徴のための保全の共助については、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することができない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき。

5 没収の確定裁判の執行の共助については、要請に係る財産を有し又はその財産の上に地上権、抵当権その他の権利を有すると思料するに足りる相当な理由のある者が、追徴の確定裁判の執行の共助については当該裁判を受けた者が、自己の責めに帰することができない理由により、当該裁判に係る手続において自己の権利を主張することができなかつたと認められるとき。

6 没収又は追徴のための保全の共助については、要請国(裁判所)若しくは裁判官のした没収若しくは追徴のための保全の裁判に基づく要請である場合又は没収若しくは追徴の裁判の確定後の要請である場合を除き、共助犯罪に係る行為が行われたと疑うに足りる相当な理由がないとき、又は当該行為が日本国内で行われたとした場合において第三十五条第一項又は前条第一項に規定する理由がないと認められるとき。

7 地上権、抵当権その他の権利がその上に存在する財産に係る没収の確定裁判の執行の共助をすりに際し、日本国の法令により当該財産を没収するとすれば当該権利を存続させるべき場合に当たるときは、これを存続させるものとする。

(追徴のみなす没収)

第三十八条 第二十一條第十三項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産であつて当該裁判を受けた者が有するものを没収する確定裁判の執行に係る共助の要請にあつては、当該確定裁判は、この法律による共助の実施については、その者から当該財産の価額を追徴する確定裁判とみなす。

2 前項の規定は、第二十一條第十三項各号に掲げる財産に代えて、その価額が当該財産の価額に相当する財産を没収するための保全に係る共助の要請について準用する。

(要請国への共助の実施に係る財産等の譲与)

第三十九条 第三十七条第一項に規定する没収又は追徴の確定裁判の執行の共助の要請をした外国から、当該共助の実施に係る財産又はその価額に相当する金銭の譲与の要請があつたときは、その全部又は一部を譲与することができる。

(組織的犯罪处罚法による共助等の例)

第四十条 前三条に定めるもののほか、第三十七条の規定による共助及び前条の規定による譲与について、組織的犯罪处罚法第六章の規定による共助及び譲与の例による。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の不正競争防止法(以下「新法」という。)の規定は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の不正競争防止法(以下「旧法」という。)によって生じた効力を妨げない。

第三条 第三条、第四条本文及び第五条の規定は、この法律の施行前に開始した次に掲げる行為を継続する行為については、適用しない。

一 第二条第一項第一号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)

二 第二条第一項第二十号に掲げる行為のうち、役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をして役務を提供する行為に該当するもの

第四条 第三条から第五条まで、第十四条及び第十五条第一項の規定は、平成三年六月十五日前に行われた第二条第一項第四号に規定する営業秘密不正取得行為又は同項第八号に規定する営業秘密不正開示行為に係る同項第四号から第六号まで、第八号又は第九号に掲げる不正競争であつて同日以後行われるもの(次の各号に掲げる行為に該当するものを除く。)及び同日前に開始した同項第七号に規定する営業秘密を使用する行為を継続する行為については、適用しない。

第五条 第二条第一項第四号から第六号まで、第八号及び第九号に規定する営業秘密を開示する行為前に提起された訴えについては、なお從前の例による。

第六条 第十四条の規定は、この法律の施行前に開始した第二条第一項第二号又は第二十号に掲げる行為に該当するもの(同項第一号に掲げる行為に該当するものを除く。)を継続する行為については、適用しない。

第七条 この法律の施行の際現に旧法第四条第一項から第三項まで又は第四条ノ二に規定する許可を受けている者は、それぞれ、新法第十六条第一項ただし書、第二項ただし書若しくは第三項ただし書又は第十七条ただし書に規定する許可を受けた者とみなす。

第八条 新法第十六条の規定は、この法律の施行の際現に旧法第四条第四項に規定する許可を受けている者については、適用しない。

第九条 新法第十七条の規定は、この法律の施行前に規定する国際機関類似標章(旧法第四条ノ一に規定する政府間国際機関ノ紋章、旗章其ノ他ノ徽章、略称又ハ名称ニシテ主務大臣ノ指定スルモノト同一又ハ類似ノモノを除く。以下「民間国際機関類似標章」という。)を商標として使用し、又は民間国際機関類似標章を商標として使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは民間国際機関類似標章を商標として使用して役務を提供する行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十一条 第二十二条及び第二十三条の規定は、この法律の施行前に開始した附則第三条第一号に掲げる行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前にした行為に該当するものを継続する行為については、適用しない。

第十四条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年一二月四日法律第一一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特許法第三十条第三項の改正規定、第五条の規定(商標法第十条第三項、第十三条第一項、第四十四条第二項及び第六十三条の二の改正規定を除く。)及び第九条の規定(平成七年七月一日又は世界貿易機関を設立するマラケシュ協定が日本国について効力を生ずる日(以下「発効日」という。)のいずれか遅い日)

第二条 (罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月一二日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中商標法第四条第一項第二号及び第五号の改正規定、同法第九条第一項の改正規定、同法第九条の二の前に見出しを付す改正規定、同法第九条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十三条第一項の改正規定並びに同法第五十三条の二の改正規定並びに第六条の規定(商標法条約が日本国について効力を生ずる日)

(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一〇年九月二八日法律第一一一号)

この法律は、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成一一年四月二三日法律第三三号)

この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百五十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定(公布の日)

八号に規定する行為（旧法第二条第六項に規定する営業秘密を取得する行為に限る。）があった場合における当該営業秘密を取得する行為をした者については、適用しない。

第三条 旧法第三条第一項の規定による侵害の停止又は予防を請求する権利の旧法第十五条後段に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合には、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二八年六月三日法律第五四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二及び二 略

三 第一条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第六条の規定並びに次条並びに附則第四条、第六条、第八条、第十条、第十一条（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）、第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第二項、第八十五条、第八十条第三項、第二百二十五条第一項、第六百六十三条第一項、第六百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百六十六条の十一の項及び第六十五条第四項の改正規定に限る。）及び第十二条から第十五までの規定、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（平成二九年六月二日法律第四五号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年五月三〇日法律第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十八条及び第三十四条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中不正競争防止法第二条第一項第十一号の改正規定（同号を同項第十七号とする部分を除く。）、同項第十二号の改正規定（同号を同項第十八号とする部分を除く。）、同条第七項の改正規定（（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。）を削る部分及び同項を同項第八項とする部分を除く。）及び第十九条第一項第八号の改正規定（（第二条第一項第十一号及び第十二号）を「第二条第一項第十七号及び第十八号」に、「同項第十一号及び第十二号」を「同項第十七号及び第十八号」に改める部分を除く。）並びに次条第二項及び附則第六条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（不正競争防止法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の不正競争防止法（以下この項において「新不競法」という。）第三条から第五条まで、第十四条及び第十五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた新不競法第二条第一項第十一号に規定する限定提供データ不正取得行為に相当する行為又は同項第十五号に規定する限定提供データ不正開示行為に相当する行為に係る同項第十一号から第十三号まで、第十五号又は第十六号に掲げる不正競争であつて施行日以後に行われるもの（次の各号に掲げる行為に相当する行為に該当するものを除く。）及び施行日前に開始した同項第十四号に規定する限定提供データを使用する行為に相当する行為を継続する行為については、適用しない。

一 新不競法第二条第一項第十一号から第十三号まで、第十五条及び第十六条に規定する限定提供データを表示する行為

二 新不競法第二条第一項第十二号及び第十五条に規定する限定提供データを取得する行為並びにこれらの行為により取得した限定提供データを使用する行為並びにこれらに掲げる規定の施行の日から施行日までの間における第一条の規定（同号に掲げる前条第三号に掲げる規定の施行の日から施行日までの間における第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の不正競争防止法第二条第一項第十一号の規定の適用については、同号中「第八項」とあるのは、「第七項」とする。）による改正規定に限る。）による改正後の不正競争防止法第二条第一項第十一号の規定（同号に掲げる経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日

附 則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日

第七十七条 前条の規定による改正後の不正競争防止法第十条第三項及び第四項並びに第十二条第二項の規定は、施行日以後に提起される不正競争（同法第二条第一項に規定する不正競争をいう。以下この条において同じ。）による営業上の利益の侵害に関する訴えにおける秘密保持命令の送達及び効力の発生時期については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月一七日法律第二八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中刑事訴訟法第三百四十四条に一項を加える改正規定、第二条中刑法第九十七条及び第九十八条の改正規定並びに第三条中出入国管理及び難民認定法第七十二条の改正規定（第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる部分に限る。第六号において「第七十二条第一号を削る改正規定」という。）並びに附則第五条第一項及び第二項、第八条第四項並びに第二十条の規定、附則第二十四条中國國際受刑者移送法（平成十四年

法律第六十六号) 第四十二条の改正規定、附則第二十七条中刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号) 第二百九十三条の改正規定、附則第二十八条第二項、第三十条及び第三十一条の規定、附則第三十二条中少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号) 第百三十二条の改正規定、附則第三十五条のうち、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。) 第三条中刑事訴訟法第三百四十四条の改正規定の改正規定及び刑法第一部改正法第十一中少年鑑別所法第三十二条の改正規定を削る改正規定並びに附則第三十六条及び第四十条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

四三

二 新不競法第二条第一項第十二号に掲げる不正競争（限定提供データを取得する行為に限る。）
同号に掲げる不正競争（限定提供データを使用する行為に限る。）

三 新不競法第二条第一項第十五号に掲げる不正競争（限定提供データを取得する行為に限る。）
同号に掲げる不正競争（限定提供データを使用する行為に限る。）

2 新不競法第五条の二第二項の規定は、施行日前に開始した同項に規定する保有に相当する行為
を継続する場合における施行日以後に行われる同条第一項に規定する生産等（次項及び第四項に
おいて「生産等」という。）については、適用しない。

3 新不競法第五条の二第三項の規定は、施行日前に同項に規定する領得に相当する行為があつた
場合における施行日以後に行われる生産等については、適用しない。

4 新不競法第五条の二第四項の規定は、施行日前に開始した同項に規定する保有に相当する行為
を継続する場合における施行日以後に行われる生産等については、適用しない。

5 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この項において
「刑法施行日」という。）の前日までの間における新不競法第二十二条第二項及び第五項の規定の

1

（政令への委任）この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

104

則第十七條中日国連裁判権議定書刑事特別法第四条の改正規定、附則第十九條中日国連地位協定刑事特別法第四条の改正規定、附則第二十一条から第二十三条までの規定、附則第二十六条の中裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第六十四条第一項の表第四十三条第四項、第六十九条、第七十六条第三項、第八十五条、第一百八条第三項、第一百二十五条第一項、第一百六十三条第一項、第一百六十九条、第二百七十八条の二第二項、第二百九十七条第二項、第三百十六条の十一第一項の改正規定（「第一百六十九条」の下に「、第二百七十七条の八第一項及び第四項」を加える部分に限る）、附則第三十三条及び第三十四条の規定並びに附則第三十五条のうち刑法等一部改正法第三条中刑事訴訟法第三百四十三条の改正規定の改正規定 公布の日から起算して

第二号施行日前こしを行ふてこれする罰則の適用につひては、なお従前の例による

附則（令和五年六月一四日法律第五一号）抄
第一号施行日前にした行為に対する罰則の適用

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第二条 中特許法第一百八十四条の九第五項の改正規定、同法第百八十六条第一項及び第二項の改正規定並びに同法第一百九十五条第一項及び第二項の改正規定、第三条中実用新案法第五十五条第一項の改正規定、第四条中意匠法第六十三条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日（不正競争防止法の一部改訂に半う説置）

第二条 第一条の規定による改正後の不正競争防止法（以下この

第三条 第一条の規定による改正後の不正競争防止法（以下この条において「新不競法」という。）第三条から第五条まで、第十四条及び第十五条第二項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に次の各号に掲げる不正競争に相当する行為により取得した新不競法第二条、第七項の規定により新たに限定提供データとなる情報（以下この項において「新限定提供データ」という。）に係る当該各号に定める不正競争であつて施行日以後に行われるもの及び施行日以前に開始した新限定提供データに係る同条第一項第十四号に掲げる不正競争（限定提供データを使用する行為に限る。）に相当する行為を施行日以後も継続する行為については、適用しない。

一 新不競法第二条第一項第十一号に規定する限定提供データ不正取得行為 同号に掲げる不正競争（限定提供データを使用する行為に限る。）